

鹿児島県中小企業団体中央会 退職金共済規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、鹿児島県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業の従業員について実施する退職金共済の内容及びその業務の方法について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「退職」とは、従業員について、法人又は個人の事業主（以下「事業主」という。）との雇用関係が終了することをいう。

2. この規程において「共済契約」とは、事業主が中央会に掛金を納入することを約し、中央会がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規程の定めるところにより、退職一時金、死亡退職一時金又は退職年金（以下「退職金」という。）を支給することを約する契約をいう。

3. この規程において「共済契約者」とは、中央会と共済契約を締結した事業主をいう。

4. この規程において「被共済者」とは、共済契約により、中央会がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

5. この規程において「受給者」とは、この規程の定めるところにより、退職年金を受給中の者をいう。

6. この規程において「掛金」とは、共済契約に基づき加入した被共済者である期間において共済契約者が払い込む掛金をいう。

7. この規程において「掛金納入期間」とは、被共済者につき共済契約者が中央会に掛金を払い込む期間をいう。

8. この規程において「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで共済契約者の下で引き続き勤務した期間をいう。

9. この規程において「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職金の額の計算に含める期間をいう。

10. この規程において「過去勤務一括掛金」とは、次に掲げる額をいう。

(1) 過去勤務通算期間に対応する掛金として中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額

(2) 所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体(所得税法施行令第74条の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下同じ。)から引き渡される額



(3) 所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき中央会から他の特定退職金共済団体に引き継ぐ額

11. この規程において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第2章 契約の成立等

(契約の締結)

第3条 共済契約は、中央会の地区内に事業所を有する事業主でなければ締結することができない。地区内に本店を有し、地区外に支店を有する事業主又は地区内に支店を有し、地区外に本店を有する事業主は、本支店を含めて共済契約を締結することができる。ただし、中央会が特別の事情があると認める者についてはこの限りでない。

2. 共済契約の締結にあたっては、共済契約の掛金の額、過去勤務一括掛金の額又は退職金の額に関して、共済契約者は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱をしてはならない。

3. 共済契約者は次の各号に掲げる者を除き、全ての従業員について被共済者としなければならない。ただし、新たに被共済者となる者については年齢満15歳以上満65歳未満の者に限る。

- (1) 現にこの共済契約の被共済者である者
- (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
- (3) 共済契約者である個人又はこれと生計を一にする親族
- (4) 共済契約者である法人の役員（法人税法第34条第5項に定める使用人としての職務を有する役員を除く。）
- (5) 被共済者になることに反対する意思を表明した者
- (6) 被共済者が偽りその他不正行為によって退職金若しくは解約手当金等の支給を受け又は受けようとしたことにより共済契約を解除され、その解除の日から3年を経過しない者

4. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は次の各号に掲げる者について被共済者としなければならないことができる。

- (1) 期間を定めて雇用される者
- (2) 試みの雇用期間中の者
- (3) 季節的業務に雇用される者
- (4) 常時勤務に服することを要しない者
- (5) 所定労働時間の特に短い者
- (6) 休職期間中の者又はこれに準ずる者

(7) 共済契約者の退職金規程等による退職金の支払勤続年数に満たない者

(指定金融機関)

第4条 共済契約に関する業務のうち次の各号に掲げるものは、中央会の指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に委託するものとする。

- (1) 退職金共済契約申込書の受理及び申込金の収納
- (2) 掛金の収納
- (3) 退職金及び解約手当金の支払
- (4) その他共済契約に関する金銭の収納及び支出

2. 前項の金融機関の指定については、理事会の議を経なければならない。

(掛 金)

第5条 掛金は、被共済者ごとに月額を定めるものとする。

2. 前項の掛金は、共済契約者が全額を負担しなければならない。
3. 掛金月額は、被共済者1人につき1,000円を1口とし、30口までとする。
4. 掛金として払い込まれた額及び過去勤務一括掛金の額（その運用による利益を含む。）は共済契約者に返還しない。

(契約の申込)

第6条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならない。申込をするときは、被共済者となるべき者の氏名及び掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、これを中央会に提出しなければならない。

2. 掛金月額に相当する申込金は、指定金融機関に納入しなければならない。申込金が納入されないときは、共済契約の申込がなかったものとする。
3. 申込金は、共済契約が効力を生じる日の属する月の掛金に充当する。

(契約の成立)

第7条 この共済契約は、中央会がその申込を承諾したときは、申込金が納入された翌月1日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2. 中央会は、共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済証を交付するものとする。
3. 共済契約の申込の承諾の通知は、退職金共済証の交付をもってこれに代えるものとする。
4. 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 掛金の納入

(掛金の納入)

第8条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日、又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、毎月分の掛金を中央会の指定する日までに納入しなければならない。

2. 掛金は指定金融機関に納入しなければならない。
3. 毎月分の掛金は、分割して納入することができない。

第4章 退職金の支給

(退職一時金の支給)

第9条 被共済者が死亡以外の事由により退職したときは、退職一時金を支給する。

2. 退職一時金額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 基本給付額

掛金納入期間に応じ別表1に定める額に当該口数を乗じて得た額の合計額

(2) 加算給付額

次に掲げる額の合計額

- ① 本給付額の引下げを行った場合の差額
- ② 剰余金の分配を行った場合の分配額

(死亡退職一時金の支給)

第10条 被共済者が死亡により退職したときは、遺族に死亡退職一時金を支給する。

2. 死亡退職一時金の額は、前条に定める退職一時金の額に、掛金1口につき10,000円を加算した額とする。

(退職年金の支給)

第11条 退職一時金の受給資格者が一時金に代えて年金の支給を希望するときは、退職年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条に定める退職一時金の支給に限る。

(1) 掛金納入期間(過去勤務通算期間があるときは、これを加算した期間)60月未満の被共済者が死亡以外の事由により退職したとき。

(2) 年金月額が10,000円未満となるとき。

2. 年金月額は、第9条に定める退職一時金の額を別表2に定める年金現価率で除して得た額とする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。

3. 退職年金は10年間支給したとき給付を終了する。
4. 受給者が受給開始後10年を経過せずに死亡したときは、10年までの残余期間、遺族に継続して年金を支給する。

(退職金の支給の特例)

第12条 過去勤務一括掛金の引渡しを受けた被共済者に係る退職金の額は、前3条に定める額にそれぞれ次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 退職一時金又は死亡退職一時金の支給を受けるとき。

次に掲げる額の合計額

- ① 過去勤務一括掛金×(1-別表2に定める手数料率)
- ② 引渡しを受けたときから退職までの期間について、①の額を基に別表2に定める計算利率を月複利にて適用して得た利息相当額

- (2) 退職年金の支給を受けるとき。

前号で計算した額を、別表2に定める年金現価率で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。)

(年金に代えての一時金の支給)

第13条 年金の受給資格者又は受給者が年金に代えて一時金の支給を希望するときは、その者に対する年金の未支給期間と経過期間に対応する別表3に定める年金現価率を年金月額に乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、四捨五入して1円単位とする。)を「年金に代えての一時金」として支給するものとする。

(支給の期日)

第14条 退職一時金又は死亡退職一時金(以下「一時金」という。)は支給事由発生後すみやかに支給する。

2. 退職年金は年4回、2月、5月、8月及び11月の各15日(15日が休日の場合は翌営業日)に、それぞれ年金月額の3ヵ月分をまとめて支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第10条第1項又は第11条第4項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、被共済者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生

計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2. 退職金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
3. 前2項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、そのうち最年長者を代表とする。

(退職金の減額)

第16条 中央会は、被共済者がその責に帰すべき次の各号のいずれかに該当する事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合においては、退職金の額(第12条に係る部分を除く。)を減額して支給することができる。

- (1) 窃盗、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し又は職場規律を著しく乱したこと。
- (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があつたこと。

2. 前項の規定による退職金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、中央会は、その減額が被共済者にとって不当又は著しく過大であると認めるときは、これを変更することができる。
3. 第1項の退職金減額の事由及び前項の減額すべき金額の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(退職金減額の申出)

第17条 共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した所定の書類を中央会に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

2. 中央会は、前条第1項の規定により退職金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

(一時金の支給手続)

第18条 共済契約者は、被共済者が退職し一時金の受給を希望したとき又は被共済者

が死亡したときは、遅滞なく中央会に届け出なければならない。

2. 一時金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して共済契約者を經由し中央会に提出しなければならない。
3. 中央会は、一時金受取人が指定した送金方法に従い、遅滞なく支払うものとする。
4. 中央会は一時金を支払う際、支払一時金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を一時金受取人に送付するものとする。
5. 中央会は、第16条の規定により一時金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

(年金の支給手続)

第19条 共済契約者は、被共済者が退職(死亡による退職を除く。)し年金の受給を希望するときは、遅滞なく中央会に届け出なければならない。ただし、掛金納入期間(過去勤務通算期間があるときは、これを加算した期間)60月未満の被共済者については前条を適用するものとする。

2. 年金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して中央会に提出しなければならない。
3. 中央会は、年金受取人が指定した送金方法に従い、支給期日までに支払うものとする。
4. 中央会は年金を支払う際、支払年金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を年金受取人に送付するものとする。
5. 中央会は第16条の規定により年金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

第5章 過去勤務期間の通算

(過去勤務期間の通算の申込等)

第20条 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は他の特定退職金共済団体の加入事業主であった者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体に係る共済契約を解除して、直ちに中央会の共済契約者となった場合において、当該共済契約者は、被共済者となるべき従業員について、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体における退職給付金の計算の基礎となった期間を、過去勤務通算期間として退職金に含めることとするときは、中央会に申込をしなければならない。

2. 前項の申込をする事業主は、被共済者として適格である従業員のすべてについて行わなければならない。
3. 第1項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。

4. 第6条及び第7条の規定は、第1項の申込及びその効力について準用する。

(過去勤務一括掛金の引受け及び引継ぎ)

第21条 事業主が前条第1項の申込を行った場合は、この共済契約の共済契約者になった後、直ちに中央会を経由して独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体に次に掲げる事項を記載した所定の書類を提出しなければならない。

(1) 申出をする事業主の氏名又は名称及び住所

(2) 共済契約者に係る所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(1)又は所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する資産総額に相当する額(以下「資産総額相当額」という。)を、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体から中央会に引き渡すことを申し出る旨

(3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに申出をする事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日

(4) 中央会の名称及び所在地並びに申出をする事業主が中央会と共済契約を締結した年月日

(5) その他参考となるべき事項

2. 中央会は、資産総額相当額を過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体から引渡しを受けるものとする。

3. 中央会は、当該他の特定退職金共済団体に過去勤務一括掛金を引き継ぐ場合は、前2項を準用する。この場合、当該他の特定退職金共済団体を中央会、中央会を当該他の特定退職金共済団体と読み換える。

第6章 契約の解除

(契約の解除)

第22条 中央会又は共済契約者は、第2項、第3項又は第4項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2. 中央会は、次の各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。ただし、中央会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

(1) 共済契約者が、6ヵ月以上掛金の納入を怠ったとき。

(2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、又は反社会的勢力に参与していることが認められるとき。

3. 中央会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被共済者の共済契約を解

除するものとする。

- (1) 被共済者が、第3条第3項第3号又は第4号の規定に該当する者となったとき。
 - (2) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって、退職金若しくは解約手当金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (3) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、又は反社会的勢力に
関与していることが認められるとき。
4. 共済契約者は、被共済者の同意を得た場合に限り、共済契約を解除することができる。
 5. 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
 6. 第2項の正当な理由の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(契約解除の手続)

第23条 中央会は、共済契約を解除するときは、解除の理由を附して、その旨を共済契約者に通知するものとする。

2. 共済契約者は、共済契約を解除するときは、被共済者の氏名を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを中央会に提出しなければならない。
3. 第3条第2項及び第7条第4項の規定は、共済契約の解除について準用する。

(解約手当金)

第24条 中央会は、共済契約が解除されたときは被共済者に解約手当金を支給する。

2. 解約手当金の額は、第9条第2項又は第12条に定める退職一時金の額と同額とする。
3. 中央会は、第22条第3項第2号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、第1項の規定にかかわらず解約手当金(第12条に係る部分を除く。)を支給しない。
4. 中央会は、前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金(第12条に係る部分を除く。)の額を減額して支給する。
5. 中央会は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情及び減額すべき金額の認定について、退職金共済審査会の議を経るものとする。
6. 第18条の規定は、解約手当金の請求、支給及び受領について準用する。

第7章 掛金月額の変更

(掛金月額の変更)

第25条 中央会は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があったときは、被共済者

- 1人につき30口30,000円を限度として、これを承諾するものとする。
2. 中央会は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、被共済者の同意を得た場合でなければこれを承諾しない。

(掛金納入の中断)

第26条 中央会は、共済契約者から掛金納入の中断の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを承諾するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は被共済者の同意、第3号に該当する場合は当該共済契約者の共済契約にかかる被共済者全員の同意を得るものとする。

(1) 被共済者が長期欠勤者又は休職者となったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

- ① 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業した場合
- ② 産前産後の女性が労働基準法第65条の規定によって休業した場合
- ③ 使用者の責めに帰すべき事由によって休業した場合
- ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業をした場合

(2) 第9条第2項又は第12条の退職一時金額が、被共済者在職中に、共済契約者が定める退職金規程に基づく退職金額を超えたとき又は超えることが明らかなきとき。

(3) 共済契約者が現在の掛金を継続することが著しく困難であると中央会が認めるとき。

2. 共済契約者は、前項の事情が解消したときは、速やかに掛金納入を再開しなければならない。
3. 掛金納入の中断期間は、第2条第7項に定める掛金納入期間から除くこととする。

(掛金月額変更の手続)

第27条 共済契約者は、第25条の掛金月額の変更の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを中央会に提出しなければならない。

2. 中央会は、掛金月額の変更の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、変更後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金月額の変更があった旨を記載し、これを返還するものとする。
3. 第3条第2項、第7条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金月額の変更について準用する。

(掛金納入の中断の手續)

- 第28条 共済契約者は、第26条第1項の掛金納入の中断の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第26条第1項各号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添付し、これを中央会に提出しなければならない。
2. 中央会は、掛金納入の中断の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、従前の退職金共済証に掛金納入の中断があった旨を記載し、これを返還するものとする。
 3. 第3条第2項、第7条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金納入の中断について準用する。

(掛金納入の再開の手續)

- 第29条 共済契約者は、第26条第2項の掛金納入の再開の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第26条第1項各号に掲げる事情が解消したことを明らかにした書類を添付し、これを中央会に提出しなければならない。
2. 中央会は、掛金納入の再開の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、再開後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金納入の再開があった旨を記載し、これを返還するものとする。
 3. 第3条第2項、第7条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金納入の再開について準用する。

第8章 管 理

(退職金共済の事務)

- 第30条 退職金共済事業に関する事務は、中央会において取り扱う。

(会計処理)

- 第31条 中央会の退職金共済事業に関する経理は、特別会計として区分して処理するものとする。

(予算、決算等の議決)

- 第32条 退職金共済事業に関する事業計画、収支予算、収支決算、貸借対照表、財産目録、事業報告書は、理事会の議を経るものとする。

(掛金の運用)

- 第33条 中央会は、掛金として払い込まれた金額(その運用による利益を含む。)から退職金共済事業を行う事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額は、

被共済者を被保険者とする生命保険の保険料（財務省令で定めるものに限る。）として運用するものとする。

2. 前項の資産は、これを担保に供し、又は貸付けることができない。

（書類の備付及び閲覧）

第34条 中央会は、第32条の書類を事務所に備付けて置き、共済契約者及び被共済者がその書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退職金共済審査会）

第35条 中央会に、退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2. 審査会は、別に審査会の権限として定めている事項について審査する。
3. 審査会は、委員長及び6人以内の委員をもって組織する。
4. 審査会の委員長及び委員は、共済契約者、従業員及び学識経験者のうちから理事会の承認を得て中央会会長が委嘱する。

第9章 雑 則

（報告等）

第36条 中央会は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2. 共済契約者は、その氏名、名称若しくは住所又は被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を中央会に届け出なければならない。
3. 共済契約者は、第22条第3項各号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を中央会に通知しなければならない。

（退職金共済証の保管提示等）

第37条 退職金共済証は、被共済者を雇用する共済契約者が保管しなければならない。

2. 共済契約者は、被共済者から要求があったときは、退職金共済証を提示しなければならない。
3. 共済契約者は、被共済者が退職したとき又は共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済証を被共済者又はその遺族に交付しなければならない。
4. 共済契約者は、退職金共済証を紛失、使用に堪えない程度に汚損又は盗難若しくは火災等により失ったときは、遅滞なくその旨を中央会に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第38条 退職金又は解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(退職金等の返還)

第39条 偽りその他不正の行為により退職金又は解約手当金の支給を受けた者がある場合は、中央会は、その者から当該退職金又は解約手当金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、中央会は、支給を受けた者と連帯して当該共済契約者から退職金又は解約手当金を返還させる。

(時効)

第40条 第4章において定める退職金又は第24条において定める解約手当金を請求する権利は、その支払事由が発生したときから5年間請求がないときに消滅するものとする。

(財政検証)

第41条 この退職金共済事業の決算においては、被共済者数、退職金支払額、資産残高等の推移をもとに、現在及び将来の財政状況を把握し、財政検証を行わなければならない。

2. 前項の財政検証の結果又は金利水準の変更、経済変動その他により、この退職金共済事業の健全な運営に大きな影響を与えると判断される場合は、理事会の議を経て、別表の金額、計算利率及び現価率等を改定するものとする。

(規程の変更及び廃止)

第42条 この規程の変更及び廃止については、理事会の議を経るものとする。

付 則

(実施の時期)

この規程は、所得税法施行令第74条の承認を受けた日より施行する。

(改定実施の時期)

この規程は、平成7年4月1日より一部改定実施する。

第5条第3項、第22条第1項の改定規程は平成8年4月1日から実施する。

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日より一部改定実施する。

この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日より一部改定実施する。

この規程は、平成 1 4 年 9 月 1 日より一部改定実施する。

この規程は、平成 2 5 年 8 月 1 日より一部改定実施する。

【別 表1】

退職金支給額表（退職一時金基本給付額 月別明細）
 <この表は一口加入（掛金月額1000円）の場合です。>

年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	940	1,890	2,830	3,780	4,720	5,670	6,620	7,570	8,510	9,460	10,410	11,360
1	12,310	13,260	14,210	15,160	16,110	17,060	18,020	18,970	19,920	20,880	21,830	22,780
2	23,740	24,690	25,650	26,610	27,560	28,520	29,480	30,430	31,390	32,350	33,310	34,270
3	35,230	36,190	37,150	38,110	39,070	40,030	40,990	41,960	42,920	43,880	44,850	45,810
4	46,780	47,740	48,710	49,670	50,640	51,610	52,580	53,540	54,510	55,480	56,450	57,420
5	58,390	59,360	60,330	61,300	62,270	63,250	64,220	65,190	66,160	67,140	68,110	69,090
6	70,060	71,040	72,010	72,990	73,970	74,940	75,920	76,900	77,880	78,860	79,840	80,820
7	81,800	82,780	83,760	84,740	85,720	86,710	87,690	88,670	89,660	90,640	91,620	92,610
8	93,590	94,580	95,570	96,550	97,540	98,530	99,520	100,500	101,490	102,480	103,470	104,460
9	105,450	106,440	107,440	108,430	109,420	110,410	111,410	112,400	113,390	114,390	115,380	116,380
10	117,380	118,370	119,370	120,360	121,360	122,360	123,360	124,360	125,360	126,360	127,360	128,360
11	129,360	130,360	131,360	132,370	133,370	134,370	135,380	136,380	137,390	138,390	139,400	140,400
12	141,410	142,420	143,420	144,430	145,440	146,450	147,460	148,470	149,480	150,490	151,500	152,510
13	153,520	154,530	155,550	156,560	157,570	158,590	159,600	160,620	161,630	162,650	163,660	164,680
14	165,700	166,710	167,730	168,750	169,770	170,790	171,810	172,830	173,850	174,870	175,890	176,910
15	177,940	178,960	179,980	181,010	182,030	183,060	184,080	185,110	186,130	187,160	188,190	189,210
16	190,240	191,270	192,300	193,330	194,360	195,390	196,420	197,450	198,480	199,510	200,550	201,580
17	202,610	203,650	204,680	205,720	206,750	207,790	208,820	209,860	210,900	211,930	212,970	214,010
18	215,050	216,090	217,130	218,170	219,210	220,250	221,290	222,330	223,380	224,420	225,460	226,510
19	227,550	228,600	229,640	230,690	231,730	232,780	233,830	234,870	235,920	236,970	238,020	239,070
20	240,120	241,170	242,220	243,270	244,320	245,370	246,430	247,480	248,530	249,590	250,640	251,700
21	252,750	253,810	254,860	255,920	256,980	258,040	259,090	260,150	261,210	262,270	263,330	264,390
22	265,450	266,520	267,580	268,640	269,700	270,770	271,830	272,890	273,960	275,020	276,090	277,160
23	278,220	279,290	280,360	281,430	282,490	283,560	284,630	285,700	286,770	287,840	288,910	289,990
24	291,060	292,130	293,200	294,280	295,350	296,430	297,500	298,580	299,650	300,730	301,810	302,890
25	303,960	305,040	306,120	307,200	308,280	309,360	310,440	311,520	312,600	313,690	314,770	315,850
26	316,940	318,020	319,100	320,190	321,280	322,360	323,450	324,540	325,620	326,710	327,800	328,890
27	329,980	331,070	332,160	333,250	334,340	335,430	336,520	337,620	338,710	339,800	340,900	341,990
28	343,090	344,180	345,280	346,380	347,470	348,570	349,670	350,770	351,870	352,970	354,070	355,170
29	356,270	357,370	358,470	359,570	360,680	361,780	362,880	363,990	365,090	366,200	367,300	368,410
30	369,520	370,620	371,730	372,840	373,950	375,060	376,170	377,280	378,390	379,500	380,610	381,720
31	382,840	383,950	385,060	386,180	387,290	388,410	389,520	390,640	391,760	392,870	393,990	395,110
32	396,230	397,350	398,470	399,590	400,710	401,830	402,950	404,070	405,190	406,320	407,440	408,560
33	409,690	410,810	411,940	413,060	414,190	415,320	416,440	417,570	418,700	419,830	420,960	422,090
34	423,220	424,350	425,480	426,610	427,740	428,880	430,010	431,140	432,280	433,410	434,550	435,680
35	436,820	437,960	439,090	440,230	441,370	442,510	443,650	444,790	445,930	447,070	448,210	449,350
36	450,490	451,640	452,780	453,920	455,070	456,210	457,360	458,500	459,650	460,800	461,940	463,090
37	464,240	465,390	466,540	467,690	468,840	469,990	471,140	472,290	473,440	474,600	475,750	476,900
38	478,060	479,210	480,370	481,530	482,680	483,840	485,000	486,160	487,310	488,470	489,630	490,790
39	491,950	493,120	494,280	495,440	496,600	497,770	498,930	500,090	501,260	502,420	503,590	504,760
40	505,920	507,090	508,260	509,430	510,590	511,760	512,930	514,100	515,270	516,450	517,620	518,790
41	519,960	521,140	522,310	523,480	524,660	525,830	527,010	528,190	529,360	530,540	531,720	532,900
42	534,080	535,260	536,440	537,620	538,800	539,980	541,160	542,350	543,530	544,710	545,900	547,080
43	548,270	549,450	550,640	551,830	553,010	554,200	555,390	556,580	557,770	558,960	560,150	561,340
44	562,530	563,730	564,920	566,110	567,310	568,500	569,700	570,890	572,090	573,280	574,480	575,680

【別表2】

計算利率 (第12条第1号②関連)	年0.53%
年金現価率 (第11条第2項及び第12条第2号関連)	115.7344
手数料率 (第12条第1号①関連)	1.1224%

【別表3】

■第13条に定める「年金に代えての一時金」を計算するための残存期間に応じた現価率表(年0.75%)

年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10	115.7344											
9	104.5462	104.4812	104.4161	107.3511	107.2843	107.2175	110.1508	110.0822	110.0137	112.9452	112.8749	112.8046
8	93.2741	93.2161	93.1581	96.1001	96.0402	95.9805	98.9207	98.8591	98.7976	101.7361	101.6728	101.6095
7	81.9175	81.8665	81.8155	84.7646	84.7119	84.6591	87.6064	87.5519	87.4974	90.4429	90.3866	90.3304
6	70.4757	70.4318	70.3880	73.3442	73.2985	73.2529	76.2073	76.1598	76.1124	79.0651	79.0158	78.9667
5	58.9480	58.9114	58.8747	61.8380	61.7995	61.7611	64.7226	64.6823	64.6421	67.6018	67.5598	67.5177
4	47.3340	47.3045	47.2751	50.2456	50.2143	50.1831	53.1519	53.1188	53.0857	56.0527	56.0178	55.9829
3	35.6328	35.6106	35.5884	38.5663	38.5423	38.5183	41.4943	41.4685	41.4427	44.4169	44.3892	44.3616
2	23.8438	23.8290	23.8141	26.7993	26.7826	26.7660	29.7493	29.7308	29.7123	32.6938	32.6734	32.6531
1	11.9664	11.9590	11.9516	14.9441	14.9348	14.9255	17.9162	17.9051	17.8939	20.8828	20.8698	20.8568
0			0.0000	3.0000	2.9981	2.9963	5.9944	5.9907	5.9869	8.9832	8.9776	8.9720

注) 年金に代えての一時金を計算する場合は、下記により計算いたします。
 年金月額×年金の残存期間に応じた現価率 = 年金に代えての一時金額(1円未満四捨五入)

計算例 年金月額 20,000円、未支給期間 7年と0ヶ月(3年間の36ヶ月分年金を受給済)の場合
 20,000円 × 81.9175 = 1,638,350円

※年金の支払は、3ヶ月に一回(年四回)で、3ヶ月分の年金月額を先払いいたします。